

社会保険労務士せのサポが毎月発行しています

経営と労務の
お役立ち情報

せのサポ定期便



平成 22 年(2010 年) 9月1日発行 VOL.23

平成 22 年 第 23 号

《9月の労務・税務カレンダー》

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額納付
10日まで。郵便局または銀行。
- 個人事業税の納付<第1期分>
31日まで。郵便局または銀行。
- 健康保険・厚生年金保険料の納付
31日まで。郵便局または銀行。
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
10日まで。労働基準監督署

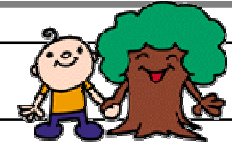
事/務/所/日/誌

No.25

- 「就職支援セミナー」の講師を務めました
8月4日、倉敷市役所にてハローワーク倉敷主催「再就職にあたっての基礎知識」の講師として、主に社会保険制度や仕事の心構えについて説明をしました。参加者は48名でした。
- 「法的保護情報講習」の講師を務めました
8月、岡山県・広島県各地域の事業協同組合さんで、外国人研修制度を利用し来日されている外国人の方に向けて、7月1日より改正された入管法に基づく「法的保護情報講習」の講師をさせていただきました。
- 岡山県社労士会・実務研修に参加しました
8月28日、きらめきプラザにて岡山県社労士会倉敷支部主催「新人実務研修」へ参加しました。
遺族年金、障害年金についての基礎から、請求の方法までを勉強しました。



労務の森



「労務の森」は、労務管理に必要な用語を解説します

今月は現在の後期高齢者医療制度にかわる新たな高齢者医療制度の骨格が固まったことについて。

●約 1,400 万人が加入する後期高齢者医療制度

現在、約 1,400 万人が加入している後期高齢者医療制度(75 歳以上の方が加入する)は、2012 年度末に廃止とし、そのうち自営業者や無職の人など 8割程度の方は、原則として市町村が運営する国民健康保険(国保)に、残りの2割程度を占める会社員やその扶養家族らは、勤務先の健康保険組合や協会けんぽなどに移行させるとしています。

●後期高齢者医療制度への批判

後期高齢者医療制度がスタートしたのは 2008 年度で、75 歳以上をひとくくりとする仕組みのため、「年齢差別」との批判が強く、厚生労働省がこれに代わる新制度を検討してきました。

新制度の導入により 75 歳以上の方が国保に移る際にも、現行の保険料の負担割合を維持するとしていますが、高齢者が集中する国保の財政悪化が予想され、支援策が検討されています。

◆新制度の基本的な骨格

新制度では、地域保険は国保に一本化するとしています。加入する制度を年齢で区分することなく、高齢のサラリーマンや被扶養者は被用者保険に、それ以外の方は国保に加入となります。国保に加入する高齢者については、都道府県ごとに標準保険料を定めるとしています。

これにより、世帯主以外の高齢者は保険料の納付義務がなくなることとなり、たとえ保険料負担が増えたとしても世帯全体で軽減判定が行われるので、負担増が解消されます。働いている高齢者については保険料を事業主と折半することになるので、扶養家族の保険料負担はなくなります。

お急ぎの方は、電話 090-4574-0682 までどうぞ

お電話の受付時間●毎日・午前 9 時～午後 7 時 FAX050 - 1188 - 2050 (24 時間受付)

「経営で最も価値のある知識」

先日、神辺町で開催された農商工連携セミナー株式会社いんどり社長・横石知二氏の講演を聞きに行ってきました。

横石さんは、徳島県上勝町で「つまもの」商品を開発したことは多くの方が知るところです。いわゆる「葉っぱビジネス」の名で知られています。

当初は、葉っぱがないところへ葉っぱを売る、ただそれだけのこと、と思っていました。横石さんは、どうやら人をやる気にさせる達人のようです。

70代、80代のおばあちゃんにパソコンの前に向わせるように仕向けたり、葉っぱをとった数を成績で発表し競争心を高めたりと、「なるほど、そっかあ〜」というアイデアがいっぱいです。

その秘密は、常に人が喜ぶことは何かを考え行動していることにあります。

おばあちゃん一人一人の性格からライフスタイルまで把握している横石さんは、人を観察するプロでもあります。

その観察眼は、株式会社いんどりのメイン商品である「つまもの」を発見するきっかけにも活かされていました。

いろいろのお客様である高級料亭が何を望んでいるか、どうすれば喜んでもらえるかを徹底的に考え抜いたことにあります。

私の経営の師匠であるランチェスター経営の竹田陽一先生は、経営で最も価値のある知識、それは「人を知ること」と言っています。

横石さんは、経営で最も価値のある知識を活かして成功されたお一人といえます。

◆社長さん・総務担当者のための知っておきたい「労務 ONE POINT！」

労使協定編：時間外・休日労働をする場合の労使協定

今月も、「協定書を作成するうえでのポイント」についてお話しします。

今回は「時間外・休日労働に関する協定届」です。この協定届については、ご存知の方も多いため、労働基準法第36条に記載されているため、通称「三六協定」と呼ばれています。

労働基準法第32条では「休憩時間を除き1週間について40時間、1日について8時間を超えて労働させてはならない」とあります。

この時間を超えて働かせる場合（時間外労働）に必要な協定と届出が今回の「時間外・休日労働に関する協定届」となります。

なお、この協定は、法定休日（1週間に1回の休日）に労働させる場合も同様に必要です。

注意したいのが、この協定を締結していても、

18歳未満の年少者に時間外・休日労働をさせることはできません。

また、時間外労働には「限度時間」があり、無制限に時間外労働ができるわけではありません。

今年4月1日に改正された労働基準法では、1ヶ月の限度時間である45時間を超える場合は、2割5分超の時間外割増手当をつけることが決められています。ただし、努力規定なので、今までと同様に2割5分増しでも構いません。

【給与計算代行】承ります

労務管理の基本は給与計算からです。

社労士だからできる労務アドバイス付き！

詳細・お見積りは、当事務所までお気軽に

●ホームページは「せのお事務所」で検索してください。すぐに、見つかります。

ホームページ <http://www.senojimu.net/>